

# 大館市木材利用基本方針

【平成 24 年 3 月 1 日策定】

## 第 1. 策定の目的

この基本方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）に基づき、国が定めた公共建築物等における木材の利用の促進に関する基本方針（平成 22 年 10 月 4 日農林水産省、国土交通省告示第 3 号）及び県が定めた県産材利用推進方針に即し、公共建築物等における木材の利用の推進の意義、地元産材の利用を促進すべき公共建築物等、地元産材利用促進に向けた取り組み、その他地元産材の利用を促進する上で必要な事項を定める。

## 第 2. 木材利用推進方針

### （1）木材利用を推進すべき公共建築物

#### 1）市が整備する公共建築物

広く市民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム・保育所等）、病院、運動施設（体育館・水泳場等）、社会教育施設（図書館・公民館等）、公営住宅等のほか、市の事務・事業に使用される庁舎等を含むものとする。

#### 2）市以外の者が整備する 1）に準ずる公共性の高い建築物

当該建築物を活用して実施される事業が、広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど公共性の高いと認められる学校、社会福祉施設（老人ホーム・保育所・福祉ホーム等）、病院・診療所、運動施設（体育館・水泳場等）、社会教育施設（図書館・青年の家等）、公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所（併設される商業施設を除く）の建築物を含むものとする。

### （2）公共建築物の木造化及び内装木質化の推進

市が整備する公共建築物のうち、法令等で耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化を図るとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、すべての公共建築物において内装等の木質化を促進する。

ただし、災害応急対策活動に必要な施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から木造以外の構造とすべき施設については対象としないものとする。

### （3）公用備品等における木製品導入の推進

公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品については、地元産木製品の利用に努めるものとする。

また、屋外に設置する案内看板等についても積極的に木材を使用するものとする。

### （4）公共土木事業等における間伐材利用の推進

公共土木事業等においては、自然環境や生態系に配慮した工法の採用が強く求め

られてきていることから、防風柵工のほか法面保護工や護岸工、水路工など公共土木施設等への小径木等スギ間伐材の利用を積極的に推進する。

#### (5) 住宅への木材利用の推進

地域の人々が安心し、かつ愛着をもって住める住宅づくりを推進していくために、県の住まいづくり応援事業等各種支援制度の活用を図るとともに、住宅建築を担う者と木材加工に携わる者との連携による供給グループの育成やネットワークづくりを進め、消費者ニーズに対応できる供給体制の整備に努めるほか、住宅づくりにあたっては、構造材はもとより内装材に地元産材を活用した木造住宅の普及を図るなど関係施策を積極的に推進する。

#### (6) 木質資源の多角的利用の推進

木質資源の有効利用を図るため、製材工場や原木市場で発生する樹皮、廃材等のほか建築廃材についても、木質バイオマスエネルギーによる発電利用や木質ボード等の新素材としての利用を促進するほか、土壌改良や家畜敷料等農業分野への利用を推進する。

また、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物等の適切な維持管理の必要性を考慮しながら、その推進を図るものとする。

### 第3. 木材利用推進の基準

公共建築物の新築、増築、改築及び改修する際の木造化及び内装木質化、公用備品等における木製品の導入を行うことにあたっての判断基準は、次により推進するものとし、可能な限り地元産材を使用することとする。

- 1) 公共建築物の木造化推進基準 別紙1
- 2) 公共建築物の木質化推進基準 別紙2
- 3) 地元産木製品等の導入推進基準 別紙3

### 第4. 地元産材の利用推進に向けた取り組み

#### (1) 市の取り組み

市は率先して公共建築物等における木材の利用に推進するとともに、民間団体その他の関係者の協力を得つつ、地元産材の利用の促進に関する施策の効果的な推進を図る。

- 1) 木材の利用促進のための計画の策定。
- 2) 木材供給体制の整備。
- 3) 木材の利用の具体的な事例や建築コスト、木材の調達方法に関する情報の収集・分析提供など。
- 4) 木材の特性やその利用の推進の意義についての市民理解の醸成。

#### (2) 関係者相互の連携した取り組み

林業事業者、木材加工業者その他の関係者は、本方針を踏まえ、市や建築物を整

備しようとする民間事業者のニーズを的確に把握するとともに、そのニーズに対応した木材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報を提供するほか、木材の具体的な利用方法の提案に努める。

※用語の定義

- 地元産材 : 市内の森林から生産された原木及び県内の森林を中心として生産された原木（広葉樹にあつては、輸入された原木及び一次加工品を含む）を県内で製材加工した木製品をいう。
- 木造化 : 建築物の新築、増築又は改築にあたり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組等の全部又は一部に木材を使用することをいう。
- 木質化 : 建築物の新築、増築、改築又は改装にあたり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等屋外に面する部分に木材を使用することをいう。

## 公共建築物の木造化推進基準

建築物の用途	建築物の規模(1棟当たり延べ面積)		
	1,000㎡以下	1,000㎡～3,000㎡以下	3,000㎡超
庁舎(研修所等を含む)	3階建て以下のものは、木造とする。		3階建て以下で設計上の工夫により可能な場合は、木造とする。
学校(校舎、セミナーハウス)	2階建て以下のものは、木造とする。	2階建て以下のものは、木造(2,000㎡以上は準耐火建築物)とする。	2階建て以下で設計上の工夫により可能な場合は、木造(面積によっては準耐火建築物)とする。
体育館	平屋建てのものは、木造とする。	平屋建てのものは、木造(2,000㎡以上は準耐火建築物)とする。	
社会教育施設(図書館、美術館、博物館等)	2階建て以下のものは、木造とする。	2階建て以下のものは、木造(2,000㎡以上は準耐火建築物)とする。	2階建て以下で設計上の工夫により可能な場合は、木造(面積によっては準耐火建築物)とする。
公会堂、集会場、観覧場	2階建て以下で客席が200㎡未満のものは、木造とする。		
病院、診療所	入院施設あり	2階建て以下のものは、木造(2階部分が300㎡以上のものは準耐火建築物)とする。	
	入院施設なし	2階建て以下のものは、木造とする。	2階建て以下で設計上の工夫により可能な場合は、木造とする。
社会福祉施設	法令の範囲内で可能なものは、木造とする。		
共同住宅(市営住宅)	3階建て以下のものは、木造(3階建てのもの及び2階建て2階部分が300㎡以上のものは準耐火建築物)とする。		2階建て以下で設計上の工夫により可能な場合は、木造(2階部分が300㎡以上のものは準耐火建築物)とする。
宿泊施設	2階建て以下のものは、木造(2階部分が300㎡以上は準耐火建築物)とする。		
展示場、飲食店、物品販売所、観光施設(宿泊施設を伴わないものに限る。)	2階建て以下のものは、木造(2階部分が500㎡以上は準耐火建築物)とする。		
倉庫	2階建て以下のものは、木造(1,500㎡以上は準耐火建築物)とする。		2階建て以下で設計上の工夫により可能な場合は、木造の準耐火建築物とする。

## 公共建築物の木質化推進基準

建築物の用途	内装等の木質化を行う主たる箇所
庁舎(研修所等を含む)	居室(事務室、幹部室、応接室、会議室、講堂、食堂等)、廊下、ロビーの壁面
学校(校舎、セミナーハウス)	居室(教室、職員室、進路相談室、音楽室、図書室等)、玄関、廊下の壁面及び床
体育館	床、壁面、付帯設備(更衣室、トイレ等)の壁面
社会教育施設(図書館、美術館、博物館等)	居室(各種展示室、資料室、図書室、研修室、会議室等)、廊下、ロビーの壁面
公会堂、集会場、観覧場	居室(講堂、会議室、研修室等)、廊下、ロビーの壁面
病院、診療所	居室(病室、待合室、面会室、食堂等)、ロビー、廊下の壁面
社会福祉施設	居室(リハビリ室、図書室、研修室、面談室、娯楽室、入所者室、食堂等)、ロビー、廊下の壁面及び床
共同住宅(市営住宅)	主たる居室、玄関、廊下の壁面及び床
宿泊施設	居室(宿泊室、食堂等)、ロビー、廊下の壁面及び床
展示場、飲食店、物品販売所、観光施設	各種展示室、店舗等の壁面

※建築基準法、消防法等の法令及び各種指針等で内装制限がある場合を除き、可能な限り木質とする。

## 地元産木製品等の導入推進基準

◆地元産木製品導入を推進すべき施設	
施設区分	主な対象施設
学校	小学校、中学校等
社会福祉施設	児童福祉施設、障害者支援施設等
医療施設	病院、診療所等
運動施設	体育館、水泳場、武道館等
社会教育施設	公民館、図書館、美術館、博物館等
集会施設	公会堂、集会所等
共同住宅	市営住宅等
庁舎・研修所	庁舎、研修所、試験場等
宿泊施設	研修所等
その他	倉庫等

◆導入を推進すべき主な地元産木製品	
種類	用途等
机	事務用、教室用、OA用、会議室用、応接用等
イス	事務用、教室用、会議室用、応接用等
収納家具	書庫、書棚、ロッカー、キャビネット、棚等
その他	手すり、ローパーティション、案内板、掲示板、傘立て、コートハンガー等

◆導入の基準
各施設の新・増改築及び各種備品等の更新時に次のすべての仕様を満たす木製品を導入する。
① 県内で加工された製品であること
② 接着剤、塗料、木質部分以外の材料等は、環境に十分配慮したものが使用されていること。
③ その他、グリーン購入法特定調達物品の判断基準に適合していること。